

第2回

個人情報保護法の改正と番号法



宮本 雄司 税理士

みやもと・ゆうじ 昭和34年東京都生まれ。平成2年税理士登録、税理士宮本雄司事務所を開設。現在、日本税理士会連合会理事、規制改革対策特別委員会副委員長、東京税理士会常務理事、規制改革・納税環境整備等対策室長を務める。



改正個人情報保護法が平成29年5月30日に全面施行となります。それを踏まえて、個人情報保護法の概要、改正点、番号法との関係等を確認します。

1 個人情報保護法上の個人情報とは

Q 個人情報保護法における個人情報とは具体的にどのようなものをいうのでしょうか。また、取扱い上のルールについても教えてください。

A 個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

個人情報とは、生存する個人についての情報で、特定の個人を識別することができる情報です。

氏名・生年月日・住所・顔写真等、また、個人識別符号（指紋認識データ、個人番号、免許証やパスポートの番号等）が該当します。なお、死者に関する情報が、同時に遺族等の個人情報に該当する場合は、当該個人情報はその生存する個人に帰属する情報となります。

また、個人情報を取り扱う上で、次の4つの基本的なルールを守る必要があります。

(1) 取得・利用

- ①利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- ②利用目的を通知又は公表する。

利用目的の特定方法として、「当社の新商品の案内の送付のため」、「当社の商品の配送及びアフターサービスの連絡のため」などがあります。ただし、取得状況から利用目的が明らかであれば、通知又は公表は必要ありません。

(2) 保管

- ①漏洩等が発生しないよう、安全に管理する。
- ②従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

安全に管理するための方法として、「取扱いの基本的ルールの設定」、「従業者の教育」、「パソコンのファイルパスワードの設定やセキュリティ対策」等があります。

(3) 提供

- ①第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- ②第三者に提供した場合、又は第三者から提供を受けた場合は、一定の事項を記録する。

本人の同意や記録が不要となる場合の例として、「法令に基づく場合」、「人の生命・身体・財産の保護に必要な場合」、「公衆衛生・児童の健全育成に必要な場合」等があります。

(4) 開示請求等への対応

- ①本人から開示等の請求があった場合は対応する。

②苦情等に適切、且つ迅速に対応する。

ただし、一時的に保有している個人情報(半年以内に消去するもの)、他の事業者からデータ編集のみを委託された個人情報(開示等の権限がないもの)については、(4)の対応は不要です。

2 改正個人情報保護法のポイント

Q 今回の個人情報保護法の改正についてそのポイントを教えてください。

A 個人情報5,000件以下の取扱事業者について適用対象除外の措置が撤廃されました。

個人情報保護法の改正前では、取り扱う個人情報が5,000件以下の事業者については法の適用対象外でしたが、改正により撤廃されるため、原則として、すべての事業者が個人情報取扱事業者該当することになります。

一方で、個人情報保護委員会はガイドラインの中で、安全管理措置に関して、一般的な義務や手法とは別に、中小規模事業者でも履行できるような簡便な方法を示しています。

中小規模事業者とは、従業員数が100人以下の個人情報取扱事業者をいいますが、例外として、次に掲げるものは除かれます。

①その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれかの日において5,000件を超える者

②委託を受けて個人データを取り扱う者

ちなみに、税理士事務所は、委託を受けて個人データを取り扱う事業者となるため、中小規模事業者該当しないこととなります。したがって、個人情報ガイドライン(通則編)にある原則的な方法に従わなければなりません。

3 個人情報保護法と番号法との関係

Q 個人情報保護法と番号法との関係はどのようになるのでしょうか。

A 個人情報に個人番号を含んだものを「特定個人情報」といいます。

特定個人情報も個人情報の一部のため、個人情報保護法の適用があります。特定個人情報は個人番号により名寄せ等が行われる危険性があるため、個人情報保護法より厳しい保護措置を番号法で規定しています。

個人情報保護法と番号法との比較は下の図表の通りです。

図表 個人情報保護法と番号法との比較

	個人情報保護法	番号法
適用対象者	個人情報を取り扱う全ての事業者(個人情報取扱事業者となる)	個人番号を取り扱う全ての事業者
制度の目的	主に個人の権利、利益の保護	個人番号を利用して行政運営の効率化等や、個人番号を保護
取得時の確認方法	本人確認は不要	本人確認(身元確認+番号確認)が必要
利用の範囲	本人の同意があれば必要範囲を超えて利用できる	本人の同意があっても原則必要範囲を超えて利用できない
提供	本人の同意があれば第三者に提供することが可能	本人の同意があっても番号法で認められるものを除き、第三者に提供することはできない
廃棄	利用が不要となったとき遅滞なく削除する努力義務	法定期間内に廃棄する義務